

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年6月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：チュニジア 担当：中東・欧州部
案件名：ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年8月中旬～2014年4月上旬

2 参加要件

海外における火力発電所に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月10日から2013年7月12日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月10日から2013年7月16日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年7月26日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 8月上旬

(5) 契約交渉 : 8月上旬～8月中旬

5 業務の目的

チュニジアでは、アラブの春の発端となった2010年の革命後、2011年はマイナス成長となったが、2012年は3.6%と持ち直し、IMFは今後、年4%超の成長を見込んでいる。経済成長に伴い、国内の電力需要も増加しており、チュニジア政府は新規電源開発に積極的に取り組んでいる。同国政府は再生可能エネルギーの導入にも取り組んでいるが、現時点では総発電量に対して、火力発電が大部分を占めている（火力89.7%、水力発電2%、風力発電1%）。

チュニジア電力・ガス公社(STEG)による同国全体の電力需要予測によれば、2012年から2016年において、年平均7.1%の需要増が見込まれている。今後の電力不足に対応するため、STEGは2015年の稼働を目指してチュニジア中部のブスに新規火力発電所の建設を進めている。しかし、同発電所の稼働後も、近い将来には電力供給不足が見込まれており、同供給不足を解消するためには既存発電所の近代化及び新規電源開発を更に進めていくことが不可欠となっている。

本事業は、以上を背景に、首都チュニス近郊のラデスにガス・コンバインド・サイクル発電施設（450MW-500MW相当）の新規建設を行い、発電能力の強化を図ることを目的としている。

2012年8月にチュニジア政府より我が国政府に対して本事業への円借款の要請がなされたことから、本調査を通して技術、経済性、環境社会配慮等の各方面から実施可能性調査（Feasibility Study）を行うとともに、円借款審査に必要な情報を収集する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ベン・アールス県ラデス市（チュニスから約10km）

(2) 業務内容

1) 電力セクター関連資料・情報の収集・分析

2) 電力セクター計画、プロジェクトの背景、経緯の確認

3) 本事業の必要性及び妥当性の確認（電力需給、発電所整備計画等）

4) 基本設計（下記ア）～オ）を含む）

ア) 建設用地整備状況の確認

イ) 発電所用水の取排水の確認・検討

ウ) 燃料供給の現状及び見通しの確認・検討

エ) 電力系統調査（送電・変電施設）

オ) 電気・制御設備調査

5) コンサルティング・サービスのTORの検討

6) 調達パッケージの検討

7) 事業費の検討

8) プロジェクト実施スケジュールの検討

9) プロジェクト実施体制の確認・検討

10) 運営維持管理体制の確認・検討

11) STEGの財務分析

12) 環境社会配慮に係る検討

- 13) プロジェクト評価の実施（経済・財務分析を含む）
- 14) 運用・効果指標の検討

7 成果品等

- 1) インセプションレポート（2013年 8月下旬）
- 2) インテリムレポート（2013年10月下旬）
- 3) ドラフトファイナルレポート（2013年 12月下旬）
- 4) ファイナルレポート（2014年4月上旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/発電計画（評価対象予定者）
- 2) 火力発電設備（評価対象予定者）
- 3) 燃料計画
- 4) 電気・制御設備
- 5) 土木
- 6) 送電・変電設備
- 7) 系統分析
- 8) 施工計画・コスト積算
- 9) 社会環境配慮
- 10) 経済・財務分析

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。